

門真市学校適正配置事業実施方針の改訂経緯

制定・改定時期	主な内容
第 1 版 (H21. 1. 14)	<p>門真市教育委員会では、学力の向上や不登校の解消等、子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けた教育環境の整備を目的として、1 中学校区 2 小学校での学校間連携の強化による小中一貫教育の推進等の考え方に基づきまとめられた門真市学校適正配置審議会の答申（第 3 次）の内容を尊重し、 5 つの 具体的提言のとおり、学校適正配置事業を実施します。</p> <p>具体的提言 1 第二中学校校区、第七中学校校区の再編について 済</p> <p>※常盤町及び大橋町を第七中学校校区から第二中学校校区に変更することにより、大和田小学校校区全域を第二中学校校区とする。</p> <p>平成 2 2 年 4 月より実施</p> <p>具体的提言 2 第四中学校校区、第五中学校校区の再編について 削除</p> <p>※江端町内の東小学校及び第四中学校校区の地域を、脇田小学校及び第四中学校校区に変更することにより、江端町全域を脇田小学校及び第四中学校校区とする。 平成 2 3 年 4 月より段階的に実施</p> <p>具体的提言 3 統合（第一、第六）新中学校校区内の小学校再編について 済</p> <p>※北小学校を門真小学校と浜町中央小学校に分離統合し、堂山町及び小路町を門真小学校及び第三中学校校区、向島町、月出町、泉町及び松葉町を浜町中央小学校及び新中学校校区とする。</p> <p>平成 2 4 年 4 月の新中学校開校に併せて実施</p> <p>具体的提言 4 第五中学校校区内の小学校再編について 削除</p> <p>※四宮小学校、北巢本小学校、東小学校の再編により新小学校 2 校を配置する。校区は基本的に第二京阪道路で南北に分ける。新小学校の校地・校舎には現在の北巢本小学校及び東小学校の校地・校舎を活用する。</p> <p>具体的提言 1～3 の完了後出来るだけ早い時期に実施</p> <p>具体的提言 5 第二中学校校区内の小学校再編について 継続</p> <p>※大和田小学校と上野口小学校を統合し、新小学校を配置することにより小学校を 2 校とする。校区は国道 163 号で南北に分ける。北側校区には新小学校を配置し、校地・校舎には上野口小学校の校地・校舎を活用する。南側校区は現状のとおり沖小学校を配置する。</p> <p>具体的提言 1～3 の完了後出来るだけ早い時期に実施</p> <p>附帯事項</p> <p>特に具体的提言 1・2 の実施時期については、地元理解を十分に得られるよう努める。</p>
第 2 版 (H21. 8. 26)	具体的提言 3 ⇒ ※北小学校を浜町中央小学校に統合する。
第 3 版 (H22. 9. 21)	具体的提言 2 ⇒ 具体的提言 4 と一体的に実施
第 4 版 (H24. 5. 23)	<p>リード文に「<u>門真市学校適正配置事業を実施してきましたが、具体的提言 2 及び 4 については答申後の状況が変化したことから削除するものとし、</u>」を加え、 具体的提言 2 及び 4 を方針から削除するとともに、「<u>附帯事項 2 第四中学校校区と第五中学校校区の再編については、児童数や校区の状況、地元の意見等を考慮した上で、今後再検討する。</u>」を加えた。</p>